

日本学術振興会特別研究員に係るQ&A

【申請手続き・申請資格等】

Q-1 DC、PD、RPDそれぞれに申請するにあたって年齢要件はありますか？

A-1 ありません。ただし、採用時において募集要項で定める申請資格を満たしている必要があります。

Q-2 現在大阪大学の大学院博士前期課程（修士課程）に在学していますが、平成30年4月1日から他大学の大学院博士後期課程に入学を希望しています。この場合、どこでDC1の申請手続きを行えばよいですか？

A-2 現在在学する大学院の部局担当係で手続きを行ってください。
なお、各部局の問い合わせ先については、本学HPに掲載しています。
<http://www.osaka-u.ac.jp/ja/research/special/oubo>
また、その場合、入学を希望する大学院の担当係に連絡の上、申請書類の写しを提出しておいてください。

Q-3 海外の大学院博士前期課程（修士課程）の学生が、平成30年4月1日に大阪大学博士後期課程に入学予定で、特別研究員-DC1の申請を希望しています。申請はどこで行えばよいですか？

A-3 通常、DC1の申請は「現在在学する大学院又は出身の大学院を通じて行うこと」となっていますが、海外には取りまとめ機関がないので、受入予定の機関（大阪大学）から申請してください。

Q-4 特別研究員-PDと海外特別研究員は併願できますか？

A-4 併願できます。また、特別研究員-PDと特別研究員-RPDとの併願も可能です。それぞれ申請受付期間が異なりますので注意してください。

Q-5 現在休学中なのですが、申請するまでに復学しなければなりませんか？

A-5 申請時に復学する必要はありません。「申請資格」は採用年度の4月1日現在に満たす要件になっています。採用時点で復学し、要件を満たす予定であれば休学中でも申請できます。

Q-6 現在、博士後期課程の1年次に在学していますが、平成30年4月に別の大学院博士後期課程1年次に入学し直す予定です。申請する採用区分がよくわかりません。

A-6 「申請資格」は採用年度の4月1日現在に満たす要件となっています。採用時点の身分を基準に申請資格要件を確認してください。平成30年4月に別の大学の博士後期課程1年次に入學し直す場合には、採用区分は「DC1」で申請してください。

Q-7 特別研究員-DCに採用され、採用期間中に博士の学位を取得したので「資格変更」を行い、現在、「PD」です。この場合、新たに「PD」へ申請することはできますか？

A-7 申請できます。（「再申請」といいます。）

Q-8 以前、採用内定したことがありますが、△△の理由で「採用内定辞退」を行いました。特別研究員への申請はもうできないのでしょうか？

A-8 申請資格を満たせば、再度申請することができます。

Q-9 特別研究員に留学生は応募できますか？

A-9 募集要項の「申請資格」に記載されているように、DCは留学生も応募できますが、PDは「日本国籍を持つ者、又は我が国に永住を許可されている外国人」でなければ申請できません。

なお、日本政府（文部科学省）奨学金、(独)日本学生支援機構の学習奨励費、母国の奨学金等を受給している留学生が採用となった場合は、当該奨学金等を辞退しなければなりませんので注意してください。

Q-10 選考結果はどのように通知されますか？

Q-10 選考結果は、電子申請システムでのみ開示されます。申請時だけでなく、選考結果の確認や面接選考の出欠回答等の際にも電子申請システムのID・パスワードが必要となりますので、管理については十分に注意するようにしてください。

【電子申請システム・申請書情報】

Q-11 申請は電子申請システムを通じて行うとのことですが、ID・パスワードの発行はどこに依頼すればいいですか？

A-11 申請手続を行う部局の担当係に発行を依頼してください。

なお、申請手続を行う部局とは、原則として採用後の受入部局（採用後の受入研究者が本務として所属する部局等）であり、DC1申請者で「採用後の受入研究者」が未定の場合は現在在学する大学院で手続してください。

Q-12 以前に応募したことがあるので、電子申請システムのID・パスワードを既に取り得していますが、それを引き続き使用することは可能ですか？

A-12 取扱いは部局によって異なりますので、部局担当係にお問い合わせください。

Q-13 電子申請システムには「戸籍名」で申請者の氏名を登録する必要がありますか？

A-13 「戸籍名」で登録してください。

なお、「登録名」は申請書作成時に申請者が登録します。

※ 「登録名」…通常特別研究員として日本学術振興会で取り扱う際に使用する氏名のこと、旧姓や通称名を使用することも可能です。

Q-14 電子申請システムで、申請書を提出（「申請書確認完了確認」画面で「OK」をクリック）しましたが、修正が必要です。どうすればよいですか？

A-14 部局担当係に連絡し、「却下」処理を行ってもらってください。部局担当係で「却下」処理を行うことにより、「処理状況確認・申請書作成再開」から修正を行うことができます。

なお、この場合、修正ではなく新規に「申請書情報」を入力してしまうと「受付番号」が複数登録されてしまいますので、必ず「処理状況確認・申請書作成再開」から修正を行ってください。

※ 誤って複数登録してしまった場合は、必ず不要なデータを申請者本人が「削除」してください。

Q-15 電子申請システムの「申請書情報確認」画面で「完了」をクリックした後、日本学術振興会から自動送信された「連絡先確認用メール」の受信確認ダイアログが表示されましたが、メール受信を確認できません。どうすればよいですか？

A-15 メール受信の確認できない場合、受信確認ダイアログの「受信を確認できないため入力情報を確認」をクリックし、「申請書情報入力」画面へ戻り、希望連絡先のE-mailアドレスに誤りがないか確認してください。

【申請内容ファイル（Word ファイル）】

Q-16 申請内容ファイルの「研究目的・内容」を記載する欄が不足しているため、枠を拡大してもいいですか？

A-16 様式の加工、変更はできません。指定されたもの以外の項目を付け加えることや、記入しない項目の省略、枠の拡大、縮小等の変更もできません。

※ 指定されたもの以外の書類の添付や様式の改変は、審査に不利益を生じることがあるので、十分注意してください。

Q-17 日本学術振興会への申請書類提出後に、論文の採録が決定しました。研究業績欄を修正することはできますか？

A-17 日本学術振興会への申請書類提出後に、申請書類を修正することは一切できません。

【評価書】

Q-18 PDの評価書は、2名のうち1名は「採用後の受入研究者」となっていますが、まだ、評価してもらうには不適切だと思います。どうすればよいでしょうか？

A-18 現在の研究指導者等に助言してもらう、又は、評価してほしい内容の資料を渡すなど、採用後の受入研究者との関係で良いと思われる方法をお勧めします。

【採用決定後】

Q-19 特別研究員に採用が決まった場合、現在受給している（独）日本学生支援機構の第一種奨学金は「辞退」しなければなりませんか？
その場合、「特に優れた業績による返還免除」（以下「返還免除」）の対象になりますか？

A-19 特別研究員採用期間中は、国内外を問わず、他のフェロシップ・奨学金の助成等を日本学術振興会以外から受給することはできず、日本学生支援機構等の貸与型の奨学金も受けることはできません。

そのため、採用開始前に当該奨学金を「辞退」する必要があります。

日本学生支援機構第一種奨学金の受給者については、所定の期限までに「辞退」の手続きをすれば、当該年度の「返還免除」申請対象者になります。

ただし、「返還免除」の申請資格があるのは【貸与終了年度】（平成30年度採用であれば、平成29年度）に限られます。

手続きが遅れた場合、申請資格を失うこととなりますので、「辞退」手続きや「返還免除」の申請の時期には十分にご注意ください。

詳しくは大阪大学ホームページをご確認ください。

大阪大学ホームページトップ画面→「学生生活」→「日本学生支援機構奨学金」→「特に優れた業績による返還免除について」

<http://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/student/tuition/scholar/jasso/exonerate>

Q-20 採用期間中、海外の大学等で研究することはできますか？

A-20 研究上の必要がある場合は、一時的に外国の研究機関で研究を行うことができます。通算渡航期間の上限は、SPDは採用期間の2/3、PD・RPD・DCは採用期間

の1/2です。

DCについては、所属研究科が大学院設置基準第13条による「研究指導の委託」を承認した場合、通算渡航期間から除外されます。

学生として海外の大学院に在籍する留学は原則できませんのでご注意ください。

Q-21 特別研究員-DC採用後、大学院を休学することはできますか？

A-21 平成29年4月1日より、特別研究員の研究環境整備の一環として、病気が理由で休学する特別研究員（DC）と、1か月以上研究に専念できないと診断された特別研究員（全資格）について、病気を理由とする採用の中断及び延長が可能となりました。

また、出産・育児を理由として休学し、特別研究員の採用を中断している期間（研究再開準備支援期間は除く）についても、特別研究員の資格が継続されます。

Q-22 採用期間中に研究課題又は研究計画を変更することは可能ですか？

A-22 申請書記載の研究課題、研究計画から変更することはできません。

【その他】

Q-23 大阪大学の記入例などはありますか？

A-23 大阪大学ホームページ学内専用ページに、記入例やチェックポイント等を掲載しています。

<掲載場所>

大阪大学ホームページトップ画面→「研究」→「特別研究員関係」→「特別研究員の応募について」→「■申請書の記入例・アドバイス・チェックポイント（学内専用）」

<http://www.osaka-u.ac.jp/ja/research/special/oubo>

※ 学内専用ページ「マイハンダイ」にログインする必要があります。

ログインには大阪大学個人IDが必要です。

Q-24 日本学術振興会に連絡・問い合わせ等を行う際に、注意することはありますか？

A-24 日本学術振興会に連絡・問い合わせ等を行う際には、特別研究員に採用された年度、採用区分、受付番号、申請書類等、採用後は「遵守事項および諸手続の手引」も併せて、手元に準備してから連絡・問い合わせ等を行うようにしてください。

なお、申請に関する問い合わせは、所属部局担当係または研究推進課学術研究推進係へお問い合わせ願います。

日本学術振興会特別研究員ホームページにもQ&Aが掲載されています。

【日本学術振興会】

特別研究員-PD・DC http://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_qa.html

特別研究員-RPD http://www.jsps.go.jp/j-pd/rpd_qa.html

また、採用後についての情報については、日本学術振興会特別研究員ホームページの「遵守事項および諸手続の手引」を参照してください。

http://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_tebiki.html

その他、ご質問等ありましたら、下記問い合わせ先にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

研究推進・産学連携部研究推進課学術研究推進係

E-mail : kensui-kensui-gakuziyutu@office.osaka-u.ac.jp

TEL : 06-6879-7033 (内線 : 吹田 9540 または 4342)

※ メールでの問い合わせの際には、
メールタイトルの冒頭に「特別研究員：～」と記入してください。